



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 17 日 (火)
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（7）（医療政策課）・・・3
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程（1）（経営企画課）・・・・・・11
理規程

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

保健師助産師看護師法の一部が改正され、知事は、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師等に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができることとなったことに伴い、准看護師再教育研修の区分等を定めるとともに、准看護師再教育研修に係る申請手続等を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 准看護師再教育研修の区分、対象、内容等は、次のとおりとする。

区分	対象	内容等
ア 集合研修	(ア) 戒告処分を受けた者	准看護師倫理研修（准看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。）及び准看護師技術研修（准看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。） 1日
	(イ) 3年以内の業務の停止処分を受けた者	准看護師倫理研修及び准看護師技術研修 2日
	(ウ) 准看護師に係る再免許を受けようとする者	
イ 課題研修	アの(イ)の者	課題研修修了報告書の提出
ウ 個別研修	アの(イ)又は(ウ)の者	准看護師として必要な知識及び技能に関し、助言指導者が個別に行う助言、指導等

(2) 保健師等再教育研修を修了した者については、(1)の准看護師再教育研修を修了したものとみなす。

(3) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録等の申請手続を定める。

(4) 准看護師再教育研修修了登録証の様式を定める。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

規 則

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（准看護師籍訂正申請手続）</u> 第4条 略</p> <p><u>（准看護師免許証の書換交付申請手続）</u> 第7条 略</p> <p>（准看護師免許証の返納手続） 第9条 略</p> <p><u>（准看護師再教育研修）</u> 第10条 <u>法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修（以下「再教育研修」という。）は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）集合研修（法第15条の2第2項に規定する者全員に対して行う省令第9条各号に掲げる研修であって、次条に定めるところにより知事が行うものをいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2）課題研修（法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師に対し課題を提示して行う研修であって、第12条の課題研修修了報告書の提出をもって行うものをいう。以下同じ。）</u></p>	<p><u>（准看護師籍訂正申請書の様式）</u> 第4条 略</p> <p><u>（准看護師免許証書換交付申請書の様式）</u> 第7条 略</p> <p>（准看護師免許証の返納手続） 第9条 略</p>

(3) 個別研修（法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し知事が指定する者（再教育研修に係る法第15条の2第2項の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者に対して助言、指導等を行う者をいう。（以下「助言指導者」という。））が個別に助言、指導等を行う研修をいう。以下同じ。）

2. 法第15条の2第1項の規定による研修を修了した者については、前項の再教育研修を修了したものとみなす。

（集合研修）

第11条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数の集合研修を行うものとする。

(1) 法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた准看護師 1日

(2) 法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 2日

（課題研修修了報告書）

第12条 課題研修に係る再教育研修命令を受けた者は、課題研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(1) 氏名、生年月日並びに准看護師籍の登録番号及び登録年月日

(2) 課題研修の内容

(3) その他必要な事項

2. 知事は、前項の課題研修修了報告書の提出を受けた場合において、その内容が適切と認めるときは、その者に対し、課題研修修了証を交付するものとする。

（個別研修計画書）

第13条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者（以下「個別研修受講者」という。）は、当該個別研修を開始しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(1) 氏名、生年月日並びに准看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第14条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者にあつて

は、氏名及び生年月日)

- (2) 個別研修の内容
- (3) 個別研修の実施期間
- (4) 助言指導者の氏名
- (5) その他必要な事項

2 個別研修受講者は、前項の規定により個別研修計画書を作成しようとするときは、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。

3 個別研修受講者は、第1項の規定により作成した個別研修計画書を知事に提出するときは、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 知事は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(個別研修修了報告書)

第14条 個別研修受講者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項
- (2) 個別研修を開始し、及び修了した年月日
- (3) その他必要な事項

2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。

3 個別研修受講者は、第1項の個別研修修了報告書を知事に提出するときは、あらかじめ当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 知事は、第1項の個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、その内容が適切と認めるときは、その者に対し、個別研修修了証を交付するものとする。

(委任)

第15条 第10条から前条に定めるもののほか、再教育研修に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(再教育研修修了登録申請手続)

第16条 法第15条の2第4項の規定による再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録(以下「再教育研修修了登録」という。)の申請は、様式第9号による申請書を提出してしなければならない。

(再教育研修修了登録証の様式)

第17条 法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証は、様式第10号のとおりとする。

(再教育研修修了登録証の書換交付申請手続)

第18条 再教育研修修了登録を受けた准看護師は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第11号による申請書を提出してしなければならない。

(再教育研修修了登録証の再交付申請手続)

第19条 再教育研修修了登録を受けた准看護師は、再教育研修登録証を破り、汚し、又は亡失したときは、再教育研修登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第12号による申請書を提出してしなければならない。

(再教育研修修了登録証の返納手続)

第20条 前条の規定により再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、亡失した再教育研修修了登録証を発見したときは、5日以内に、これを様式第13号による再教育研修修了登録証返納書を提出して返還しなければならない。

(准看護師試験受験願書の様式)

第21条 省令第27条に規定する准看護師試験の受験願書は、様式第14号によるものとする。

(准看護師試験合格証書の様式)

第22条 省令第29条に規定する准看護師試験の合格証書は、様式第15号のとおりとする。

(准看護師試験合格証明書の交付申請手続)

第23条 省令第30条第1項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付の申請は、様式第16号による申請書を提出してしなければならない。

(申請書等の経由)

第24条 略

様式第9号(第16条関係)

(准看護師試験受験願書の様式)

第10条 省令第27条に規定する准看護師試験の受験願書は、様式第9号によるものとする。

(准看護師試験合格証書の様式)

第11条 省令第29条に規定する准看護師試験の合格証書は、様式第10号のとおりとする。

(准看護師試験合格証明書の交付申請手続)

第12条 省令第30条第1項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付の申請は、様式第11号による申請書を提出してしなければならない。

(申請書等の経由)

第13条 略

准看護師再教育研修修了登録申請書

収入証紙
はり付け
欄

職 氏名 様

准看護師再教育研修を修了したので、保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて准看護師再教育研修を修了した旨の登録を申請します。

年 月 日

本籍地都道府県名(国籍)

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

年 月 日生

電話番号

准看護師籍登録年月日	年 月 日
准看護師籍登録番号	第 号
再教育研修開始年月日	年 月 日
再教育研修修了年月日	年 月 日
助言指導者の氏名(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に限る。)	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類

様式第10号(第17条関係)

第 号

再教育研修修了登録証

本籍地都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定により准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録したことを証します。

准看護師籍登録年月日	年 月 日
------------	-------

准看護師登録番号	
再教育研修了年月日	年 月 日
再教育研修の内容	

年 月 日

職 氏名 印

様式第11号（第18条関係）

再教育研修了登録証書換交付申
請書

収入証紙 はり付け 欄

職 氏名 様

再教育研修了登録証の書換交付を受けたいので、鳥取県保健師助産師看護師法施行細則第18条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

准看護師籍登録年月日	年 月 日	
准看護師籍登録番号	第 号	
准看護師再教育研修了登録年月日	年 月 日	
再教育研修了登録証番号	第 号	
変 更 内 容	変 更 事 項	本籍地都道府県名（国籍）・氏名
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
	変 更 事 由	

添付書類

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 再教育研修了登録証

様式第12号（第19条関係）

収入証紙

再教育研修修了登録証再交付申請
書

はり付け
欄

職 氏名 様

再教育研修修了登録証の再交付を受けたいので、
鳥取県保健師助産師看護師法施行細則第19条の規定
により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

准看護師籍登録年月日	年 月 日
准看護師籍登録番号	第 号
准看護師再教育研修修了 登録年月日	年 月 日
再教育研修修了登録証番 号	第 号
亡失（損傷）年月日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

添付書類

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した場
合にあつては、当該再教育研修修了登録証

様式第13号（第20条関係）

再教育研修修了登録証返納書

職 氏名 様

亡失していた再教育研修修了登録証を発見したの
で、次のとおり返納します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

准看護師籍登録年月日	年 月 日
准看護師籍登録番号	第 号

再教育研修修了登録証番号	第 号		
再教育研修修了登録証再発行年月日	年 月 日		
再教育研修修了登録証発行年月日	年 月 日		
様式第14号（第21条関係）	略	様式第9号（第10条関係）	略
様式第15号（第22条関係）	略	様式第10号（第11条関係）	略
様式第16号（第23条関係）	略	様式第11号（第12条関係）	略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関することを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p> <p>1直 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>2直 午後4時30分から翌日の午前9時まで</p> <p>（2）勤務は、別に定める勤務割によることとし、1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>（3）休憩時間は、勤務時間の途中において1時間、別に定めるところにより与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</p>	<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関することを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p> <p>1直 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>2直 午後4時から翌日の午前9時まで</p> <p>（2）勤務は、別に定める勤務割によることとし、1週間当たりの勤務時間は、40時間（ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>（3）休憩時間は、勤務時間の途中において1時間、別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。